

平成28年第2回臨時教育委員会会議

- 1 日 時 平成28年9月29日(木曜日)
午前9時30分～午前10時20分
- 2 場 所 中央図書館 2階 視聴覚ホール
- 3 出席委員 委 員 長 小野寺 巧
委 員 員 箕輪 菊雄
委 員 員 大久保 春美
委 員 員 五十嵐 洋太
教 育 長 森 元 州
- 4 欠席委員 なし
- 5 署名委員 委 員 五十嵐 洋太
- 6 説明職員 教 育 部 長 山 口 武 士 学校教育課長 齊藤 宏
教育部長事務代理 木 村 久 志
教育政策課長 林 みどり
- 7 傍聴者 2人
- 8 議題及び議事の概要

日程第一 報告事項

- (1) 文部科学省からの調査について

会議の進行状況

教育委員長 開会宣言（午前9時30分）

教育委員長 署名委員に五十嵐洋太委員を選任します。

日程第一 報告事項

（1）文部科学省からの調査について

教育委員長 教育長が教科書の出版会社から、結果的に歳暮を受け取っていたという新聞報道を受け、教育委員会において事実関係を正確に把握し、共通理解を図り、今後の対応と再発防止策を検討するために招集しました。教科書採択に影響はなしと県教育委員会の発表がありましたが、歳暮を受けるということは、疑念を生じさせる不適切な行為です。私も大変遺憾であり、教育委員会の代表として深く反省しております。改めて襟を正し再発防止に向け努めてまいりたいと思います。

【説明】

教育委員長 経緯の説明をお願いいたします。

教育部長 教科書出版社が検定中の教科書を教員に見せ、意見を求め謝礼をしたことについては、昨年度の全国調査の結果により公表されていたところです。このことについて、当市の教員の関わりが無かったことは以前報告させていただいたとおりです。

教員への歳暮贈答は、教科書出版社による謝礼問題をめぐる公正取引委員会の調査でわかったものです。文部科学省が各都道府県教育委員会に対し調査結果を報告するよう求めていました。

埼玉県では、教育芸術社のみが対象となり、事案の発生時期は、平成24年度～27年度、該当者は7人で、そのうち内訳は、教育長1人、校長1人、教頭1人、教諭4人となっており、調査対象は27件となっております。

教育長 この度の教科書謝礼問題につきまして、本来、公平性、透明性を確保すべき教科書採択において疑念を生じさせ、教育全体の信頼を傷つけたことについて深くお詫び申し上げます。概要といたしましては、個人的に知人として認識していた教科書出版社から、個人名、個人自宅住所から送付した歳暮を受け取りましたが、結果的にその費用は教科書出版社から支出されておりました。平成24年に、退職した挨拶を電話で受け、その年から4年、年末に歳暮として、元社員から個人名、個人自宅住所で送られてきました。既に知人は、教科書出版社を退職していたので会社とは関係ないと

認識し、個人的に返礼品を送りました。平成27年は返却しました。平成5年に指導主事として、行政に入ってから一切の接点はありません。昭和54年～平成4年まで教員時代には、元教科書出版社社員に、教員として意見などを提言したことはあります。私は、個人と個人、一人の知人という認識でいたところでした。しかしながら、退職した社員は、結果的に会社の経費を使って歳暮を送っていたということが明らかになり、本日説明させていただくことになりました。富士見市は、7市町で構成される埼玉県教育委員会が定める第10採択地区教科用図書採択協議会に属していません。各自治体から教育委員長、教育長が出席し、教科ごとに専門員を委嘱し、その調査研究の報告や質疑が行われ、投票により選定されるものです。富士見市教育委員会は、第10採択地区教科用図書採択協議会に出席するに当たり、教科用図書展示会や文部科学省から配布される教科書見本を5名の教育委員が調査研究、指導主事との協議を行い、教育委員協議会を経て、その意見を踏まえ、市教育委員会の総意として第10採択地区教科用図書採択協議会に臨み投票しています。最終的に第10採択地区教科書採択協議会で投票により選定された出版社の教科書を、再び市の教育委員会会議に議案として提案し、投票により選定し議決しますので、今回のことが採択に影響はないと認識しています。公平性・透明性を確保すべき教科書採択について、疑念を生じさせる結果になりましたことを深くお詫び申し上げます。今回のことを深く反省し、このようなことが、二度と起こらないよう襟をただし、厳正に職務に当たってまいります。誠に申し訳ございませんでした。

【質疑内容概要】

- 教育委員 教科書出版社の方が退職してからの個人的なお付き合いということですが、教員時代の関わりはどうだったのでしょうか。
- 教育長 個人的な贈答はありませんでした。しかしながら、質の高い教科書の実現には、情報を提供することはよいとされておりますので、現場の教員の声は情報として提供しました。文部科学省からの通知には、情報提供することは禁止されていません。
- 教育委員 私も教科書の作成に携わったことがあります。子ども達のために質の高い教科書を作成するには、教員の力が必要です。贈答に関しては受け取る側にも、隙があったのではないのでしょうか。このようなことは、教員に注意喚起しなければならないと思います。報道は、新聞記者の視点で記事が作成されます。疑念を持たれるような対応はしてはいけないと思います。

- 教育委員長 退職されたとはいえ、教科書出版社に勤めていた人から歳暮を受け取ったのは甘かったのではないかという指摘がありましたがいかがでしょうか。
- 教育長 結果的にこのようなことになり、知人ということだけではなく、元教科書出版社の方ということ意識していなかったのは、自分の認識の甘さであり、認識不足でありました。
- 教育委員長 個人名、個人の住所で贈答されておりますので、教科書出版社のやり方に問題があり、同じ立場であったなら、対応に躊躇すると思います。
- 教育長 個人と個人の間での贈答でしたが、元教科書出版社の社員であり、自分の認識の甘さは否めません。私は、知人は退職をされたので歳暮を受け取ることは影響がないと考えましたが、結果的に会社が費用を負担していたということまで認識できませんでした。しかし、これは私の認識の甘さと考えます。
- 教育委員長 このようなことは今後において、教員にきちんと指導することが必要です。新聞報道では、正確な内容が伝わっていないようですので、それについては今後の対応ということで後程、検討したいと思います。
- 教育委員 先程、富士見市の教員は謝礼を受けていないとのことでしたが、一般的に教員が、教科書作成に関わった場合において、謝礼を受け取るといった感覚があるのでしょうか。
- 教育部長 文部科学省からの通知では、教科書の作成に関わった場合は、採択に関わってはいけないこととなっています。その他、検定中の申請本は現場の教員等に見せることについては厳格な禁止事項です。一方で、質の高い教科書を編集するためには、現場の声や実践を生かすことは必要なこととされており、それに対して適正な対価は認められています。例えば、会議に出席するための交通費程度などが考えられます。しかしながら、対価の線引きについては、あいまいな点がありましたので、今後におきましては、今回のことを厳粛に受け止めて、疑念を生じさせないよう慎重に対応していきたいと考えます。
- 教育委員 今回資料にあるように教員が贈答品を受け取ったというのは、不適切な行為という判断ですか。
- 教育部長 判断については、県の教育委員会になります。
- 教育委員長 今後の対応について意見をいただきたいと思います。新聞報道だけではなく、もっと正確な情報の提供が必要なのではないかとの質問がありました。
- 教育委員 県の記者発表資料は、公表の制限はありますか。これを学校や校長先生に提供してはどうでしょうか。

教育部長 校長会の資料にする予定です。

教育委員 校長に資料を提供するだけではなく、この資料を、教職員のひとり一人に配布して、認識を改める機会にしてもらおうと効果的ではないでしょうか。

教育委員長 再発防止のため、教員への指導に県の記者発表の資料を使うのはどうでしょうか。

教育部長 より具体的に教員一人ひとりに指導していくことが、再発防止に有効であると思います。

教育長 県の資料をさらに、富士見市の実態に合わせた資料にして、指導していくことが大切だと思います。

教育委員長 同じケースが、後から出てくることが考えられるのですが、どのような対応を考えていますか。

教育部長 公正取引委員会の調査ですので、これ以上の事実はないとは思いますが、同様なケースがないか、校長を通じ、ひとり一人の教員に確認する必要があると思います。

教育委員長 県からガイドラインが通知されると聞いていますが。わかっている内容について教えてください。

教育部長 公表されていないのでわかりませんが、公表される内容を注視したいと思います。

教育委員長 保護者代表として新聞報道を見てどのように思われましたか。

教育委員 新聞報道と事実は異なると思いました。ホームページなどを通じて我々も市民に報告すべきではないかと思います。

教育委員 新聞報道では誤解されることもあり得るため、きちんと説明していく必要があると思います。

教育委員長 正確な情報をお詫びとともに、できるだけ早く発信することが望ましいと思います。

教育委員 正確な情報が伝わるようお願いします。

教育委員 他に、このようなケースの想定はないということでしょうか。

教育部長 これまで公表されている状況からですが、ひととおり調査されているのではないかと思います。

教育委員 市内の教員で教科書採択の調査委員はいましたか。

教育部長 調査委員については7市町の協議会から選出することになっていますので、本市からも出ています。

教育委員 各教科全てですか。

教育部長 全てではありません。

教育委員長 新聞報道によりますと県教育委員会は教職員について処分を検討するとい

うことですが、本市の対応について考えを伺います。

教育部長 報道によりますと、県の教育委員会は処分を検討するということが、現在の教育長は地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、経過措置の中での教育長の立場となりますが、市の関係法令では、一般職としての解釈もでき、そのような場合は賞罰委員会の規定に基づき審議していただくことも可能かと思えます。しかし、執行機関である教育委員会としての独自性を考えますと、県の動向を注視し、教育委員会内でも一定の方向性を示す必要があるのではないかと考えます。

教育委員長 県の動向を踏まえて一定の方向性を示すということですが。

教育委員 示すというのは、賞罰委員会で審議するということですか。

教育部長 賞罰委員会にかけるのは一つの方法ですが、教育委員会としてどのように考えるか一定の方向性を示すことを委員会の中で議論しておくことも大切だということです。また、県の教育委員会の処分について注視しながら市民のみなさまに誤解のないように対応していくことが大事だと考えます。

教育委員 県は教育長を処分する立場ではないということですね。

教育部長 そのとおりです。

教育部長 教育委員会職員の賞罰については教育委員会による調査と判断後、賞罰委員会に委任し、その答申に基づき教育委員会会議で処分を決定していますが、今回の対応については、教育委員会として、検討し対応して行くことが大切と思えます。

教育委員長 ここまでの審議をまとめます。

- 1、再発防止のため新聞報道資料等を用い校長会にて指導するとともに、教員の状況確認をする。
 - 2、県のガイドラインを活用する。
 - 3、市民に対して正確な情報発信をする。
 - 4、処分については今一度、事実を精査して各々考えていただき、県教育委員会の動向等を踏まえ、今後、審議する。
- 以上です。

教育委員長 閉会宣言（午前10時20分）